

38 大学院・学部・予科・専門部・工業専門学校授業料等増額にともなう学則改正の件認可 [昭和二十一年五月]

校学二七二号 (注記1)

昭和二十一年四月 [十八] 日 起案 (抹消) (堀内) (注記2)

事務官 (注記3) (堀内) (春山)

大学教育課長 (剣木) (相良)

専門教育課長 (田中/?) (岩見)

学校教育局長 (山崎) (米原) (有光)

次官 (堀内) 視学官 (注記4)

文書課長 (注記5) (注記6)

学則変更認可ノ件 (注記6)

指令案

中央大学及中央大学専門部 設立者  
中央工業専門学校

財団法人 中央大学

(注記7) 昭和二十一年三月二十日付申請学則中変更ノ件認可ス  
年3月30日

文部大臣

備考

(下 札) (注記4)

教職員待遇改善等ノ為授業料其ノ他ヲ左ノ如ク変更セントス

大学院	現行額	変更額
検定料	一〇〇 円	二〇〇 円
攻究料	一二〇	二五〇
学部		
入学料	一〇	二〇
授業料昼間部	二八〇	六〇〇
夜間部	二五〇	五〇〇
追試験料一科目ニ付	三	五
予科		
入学料	一〇	二〇
授業料第一予料	二五〇	五〇〇
第二予料	二二〇	四五〇
追試験料	二	五
専門部		
銓衡料	一〇	二〇
入学料	一〇	二〇
追試験料一科目ニ付	三	五
授業料昼間部	二五〇	五〇〇
夜間部	二二〇	四五〇
研究科		
授業料	一〇〇	二〇〇
卒業試験料	二〇	五〇

昭和二十一年三月二〇日

中央大学学長 林 頼三郎 印

文部大臣  
(署名)  
安部能成殿

学則改正ニ関スル件申請

別紙添附ノ通り学則改正致度候ニ付御認可相成度此段及申請候也

決議録

本財団ハ昭和二十一年三月八日午後二時ヨリ中央大学学長室ニ於テ理事会ヲ開催シ左ノ事項ヲ決議シ同四時散会セリ  
当日出席シタル理事左ノ如シ

- 林頼三郎 二神駿吉 前田米蔵 三橋市太郎
- 泉二新熊 吉益俊吉

以上六名ナリ  
理事長、林頼三郎議長席ニ着キ左ノ決議ヲナシタリ

一、中央大学々々則 (学部 工業専門部) 中、改正ノ件  
三橋理事、改正ノ趣旨ヲ説明シタル後、満場一致原案通り承認可決ス

右決議ス

昭和二十一年三月八日

決議録署名者

三橋市太郎 (三橋) 印

理由

近時物価ノ騰貴ハ学校ノ経営ニ付、著シク物件費ノ膨張ヲ来シ、一面又人件費モ多大ノ増加ヲ見ルニ至レリ、殊ニ教職員ノ待遇ニ付テハ至急ニ之ヲ解決スルノ必要アリト認め、臨時ノ措置トシテ恒例ノ賞与以外特別ノ手当ヲ給与シ尚本俸ト同額ノ手当ヲ支給スルコトトセリ、是等ノ事由ニ因リ本学ノ經理既ニ収支ノ均衡ヲ失スルニ至レルモ猶、現下ノ經濟情勢ニ依レハ教職員ノ生活状態ハ尚一段ノ優遇ヲ要スルモノアリト認めラル、ノミナラズ近ク開始スル新学年度ニ於テハ中央工業専門学校設備ノ完成及本学全般ノ体育設備<sup>(抹消)</sup><sup>(加筆)</sup>擴張並ニ厚生施設ヲ充実スル等、多額ノ支出ヲ要スルモノアリ、最モ昭和二十一年度ニ於テハ商学部及商学科ノ復活予科学年ノ延長及別途申請セル定員ノ増加等ニ由リ、多少ノ収入ノ増加ヲ見ルベシト雖モ、之ニ因リテ多額ノ支出ヲ補フニ足ラズ、前述セル多額ノ出費ニ付テハ、新ニ収入ノ途ヲ図リ經理ノ方法ヲ講ズルニアラザレバ遂ニ收支ノ均衡ヲ破リ経営ヲ維持スル能ハザルニ至ルノ虞アリ因テ茲ニ本申請ヲ提出シタル次第ナリ

中央大学学則改正案

- 一、第十三条中<sup>(抹消)</sup><sup>(加筆)</sup>「<sup>(加筆)</sup>受<sup>(抹消)</sup>験<sup>(加筆)</sup>料」<sup>(加筆)</sup>「金十<sup>(抹消)</sup>円」ヲ「金三十<sup>(加筆)</sup>円」ニ改ム
- 二、第二十四条中<sup>(抹消)</sup>「<sup>(抹消)</sup>追<sup>(抹消)</sup>再<sup>(抹消)</sup>受<sup>(抹消)</sup>験<sup>(抹消)</sup>料」<sup>(抹消)</sup>「金三<sup>(抹消)</sup>円」ヲ「金五<sup>(抹消)</sup>円」<sup>(抹消)</sup>「金十<sup>(抹消)</sup>円」ヲ「金二十<sup>(抹消)</sup>円」ニ改ム
- 三、第三十一条中「<sup>(加筆)</sup>金十<sup>(抹消)</sup>円」ヲ「<sup>(加筆)</sup>金二十<sup>(抹消)</sup>円」ニ改ム

四、第三十二条中「二百八十<sup>(加筆)</sup>円」ヲ「<sup>(加筆)</sup>金六百<sup>(抹消)</sup>円」ニ「<sup>(加筆)</sup>金二百五十<sup>(抹消)</sup>円」ヲ「<sup>(加筆)</sup>金五百<sup>(抹消)</sup>円」ニ改メ期納額ヲ左ノ通り改ム

(昼間部) (夜間部)

第一期 四月 金二百十<sup>(加筆)</sup>円 金百七十<sup>(抹消)</sup>五<sup>(加筆)</sup>円

第二期 八月 金二百<sup>(加筆)</sup>円 金百六十<sup>(抹消)</sup>五<sup>(加筆)</sup>円

第三期 十二月 金百九十<sup>(加筆)</sup>円 金百六十<sup>(抹消)</sup>円

五、第三十七条中「<sup>(加筆)</sup>金十<sup>(抹消)</sup>円」ヲ「<sup>(加筆)</sup>金二十<sup>(抹消)</sup>円」ニ改ム

六、第四十二条中「<sup>(加筆)</sup>金百二十<sup>(抹消)</sup>円」ヲ「<sup>(加筆)</sup>金二百五十<sup>(抹消)</sup>円」ニ改ム

七、第四十三条中「<sup>(加筆)</sup>金七十五<sup>(抹消)</sup>円」ヲ「<sup>(加筆)</sup>金百五十<sup>(抹消)</sup>円」ニ改ム

八、第五十一条中「<sup>(加筆)</sup>金二<sup>(抹消)</sup>円」ヲ「<sup>(加筆)</sup>金五<sup>(抹消)</sup>円」ニ「<sup>(加筆)</sup>金十<sup>(抹消)</sup>円」ヲ「<sup>(加筆)</sup>金二十<sup>(抹消)</sup>円」ニ改ム

九、第五十四条中「<sup>(加筆)</sup>金十<sup>(抹消)</sup>円」ヲ「<sup>(加筆)</sup>金二十<sup>(抹消)</sup>円」ニ改ム

十、第五十五条中「<sup>(加筆)</sup>金二百五十<sup>(抹消)</sup>円」ヲ「<sup>(加筆)</sup>金五百<sup>(抹消)</sup>円」ニ「<sup>(加筆)</sup>金二百二十<sup>(抹消)</sup>円」ヲ「<sup>(加筆)</sup>金四百五十<sup>(抹消)</sup>円」ニ改メ期納額ヲ左ノ通り改ム

(第一予科) (第二予科)

第一期 四月 金百七十<sup>(加筆)</sup>五<sup>(抹消)</sup>円 金百五十<sup>(加筆)</sup>五<sup>(抹消)</sup>円

第二期 八月 金百六十<sup>(加筆)</sup>五<sup>(抹消)</sup>円 金百五十<sup>(加筆)</sup>五<sup>(抹消)</sup>円

第三期 十二月 金百六十<sup>(加筆)</sup>五<sup>(抹消)</sup>円 金百四十<sup>(加筆)</sup>五<sup>(抹消)</sup>円

一一、第五十八条中「<sup>(加筆)</sup>金五百<sup>(抹消)</sup>円」ヲ「<sup>(加筆)</sup>金千<sup>(抹消)</sup>円」ニ改ム

一二、第六十条中「<sup>(加筆)</sup>金五百<sup>(抹消)</sup>円」ヲ「<sup>(加筆)</sup>金千<sup>(抹消)</sup>円」ニ改ム

一三、附則ニ左ノ一項ヲ加フ

本則<sup>(抹消)</sup>〔中〕改正ハ昭和二十一年<sup>(抹消)</sup>〔四月一日ヨリ施行ス〕<sup>(加筆)</sup>〔三月二十日ヨリ適用ス〕、但シ本則改正ノ際現ニ在学スル学生生徒ノ授業料ハ旧規程ニ依ルノ外左記<sup>(加筆)</sup>〔年額〕ヲ増徴シ之ヲ

各期ニ納付セシム

学部	年額	第一期			第二期			第三期		
		金	円	分	金	円	分	金	円	分
学 部	昼間部	金	百六十	円	五	五	五	五	五	五
	夜間部	金	百三十	円	四	五	四	五	四	〇
予 科	第一予科	金	百三十	円	四	五	四	五	四	〇
	第二予科	金	百二十	円	四	五	四	〇	四	〇
大学院攻究科	金	六十五	円	四	五	三	五	三	五	

中央大学専門部学則中改正案

- 一、第九条中「金十円」ヲ「金二十円」ニ改ム
- 二、第十一条中「金十円」ヲ「金二十円」ニ改ム
- 三、第二十二条中(受驗)(銓衡)料「金三元」ヲ「金五円」総額「金十円」ヲ「金二十円」ニ改ム
- 四、第二十九条中入学料「金十円」ヲ「金二十円」ニ改ム
- 五、第三十条中「金二百五十円」ヲ「金五百円」ニ「金二百二十円」ヲ「金四百五十円」ニ改メ期納額ヲ左ノ通り改ム

(昼間部)

(夜間部)

- 第一期 四月 百七十五円 百五十五円
- 第二期 八月 百六十五円 百五十円
- 第三期 十二月 百六十円 百四十五円
- 六、第三十六条中「金五百円」ヲ「金千円」ニ改ム
- 七、第三十八条中「金五百円」ヲ「金千円」ニ改ム
- 八、第五十三条中「金百円」ヲ「金二百円」ニ改メ期納額ヲ左ノ通り改ム

第一期 四月 金 七十円

第二期 八月 金 七十円

第三期 十二月 金 六十円

- 九、第五十六条中「金二十円」ヲ「金五十円」ニ改ム
- 十、附則ニ左ノ一項ヲ加フ

本則改正ハ昭和二十一年三月二十日ヨリ適用ス、但シ本則改正ノ際、現ニ在学スル(抹消)学生ノ授業料ハ旧規程ニ依ルノ外左記年額ヲ増徴シ之ヲ各期ニ納付セシム

研究科	年額	第一期			第二期			第三期		
		金	円	分	金	円	分	金	円	分
専門部	昼間部	金	百三十	円	四	五	四	五	四	〇
	夜間部	金	百二十	円	四	〇	四	〇	四	〇
研究科	金	五十	円	二	〇	二	〇	一	〇	

中央工業専門学校学則中改正案

- 一、第十三条中「金十円」ヲ「金二十円」ニ改ム
- 二、第三十条中「金十円」ヲ「金二十円」ニ改ム
- 三、第三十条中「金二百八十円」ヲ「金六百円」ニ改メ期納額ヲ左ノ通り改ム

- 第一期 四月 金 二百十円
- 第二期 八月 金 二百円
- 第三期 十二月 金 百九十円
- 四、第三十六条中「金五百円」ヲ「金千円」ニ改ム

五、附則ニ左ノ一項ヲ加フ

(抹消)

本則〔中〕改正ハ昭和二十一年三月二十日ヨリ適用ス、但シ

本則改正ノ際現ニ在学スル〔抹消〕(抹消)〔抹消〕(抹消)生徒ノ授業料ハ旧規程ニ

依ルノ外左記〔ノ〕(抹消)〔ノ〕(抹消)年額ヲ増徴シ之ヲ各期ニ納付セシム

〔金百六十円〕

年 額	第一期	第二期	第三期
金百六十円	〔抹消〕 〔五五〕 〔加筆〕 〔六〇〕	〔抹消〕 〔五五〕 〔加筆〕 〔五〇〕	五〇円

〔表紙〕

中央大学学則 大学部  
大学予科  
専門部

### 中央大学学則

#### 第一章 総 則

第一条 大学ハ法学、経済学、政治学、商学ニ関スル學術ノ理論及ヒ応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究セシムルヲ以テ目的トス

第二条 大学ニ法学、経済学、商学ノ三学部及ヒ大学院ヲ設ケ

予科ヲ附置ス

第三条 学部ハ昼間部、夜間部ノ二部ニ別ツ

予科ハ昼間部、夜間部ノ二部ニ別チ昼間部ヲ第一予科トシ夜間部ヲ第二予科トス

第四条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五条 休業日ハ左ノ通トス但シ必要アリト認ムルトキハ臨時休業スルコトアルヘシ

四月一日ヨリ十五日ニ至ル

七月十六日ヨリ九月十日ニ至ル

十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

日曜日

大祭祝日

大学記念日(七月八日)

第六条 学部ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ

合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

転学ニ因リテ学部ニ中途ニ入学シタル者ニシテ其ノ属スル学

年以後ノ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目ノ全部ノ試験ニ合

格シタル者ハ前項ニ定メタル所定ノ期間在学シ且其ノ配当科

目全部ノ試験ニ合格シタルモノト看做ス

第十条ノ規定ニ依リテ修学シタル随意科目ノ試験ニ合格シタ

ル者ニハ請求ニ依リ其ノ科目ノ合格証明書ヲ交付ス

第七条 学部ヲ卒業シ卒業証書ヲ授与セラレタル者ハ其ノ学部

ニ從ヒ法学士、経済学士、商学士ト称スルコトヲ得

#### 第二章 学 部

第八条 学部ノ修学期間ヲ三学年トス

第一節 学科課程

第九条 各学部ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如シ  
第一 法学部

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	授業時間数	科目	授業時間数	科目	授業時間数
必修科目	憲法	三	行政法	二	行政法	二
	民法第一部(総則)	六	民法第三部(親族)	三	民法第二部(小切手)	二
	民法第二部(債権)	五	民法(商法総則会除ク)	四	商法第三部(海商法)	二
	刑法	三	刑法	二	財政学	二
	日本法制史	二	民法(民事第一編)	四	民法(民事第二編)	三
	経済学	二	刑事訴訟法	三	統制法規概論	二
	外国法(英)	二	国際公法	二	法律哲学	二
	共栄圏状勢概論	二	外国法(独)	二	外国法(英)	二
	東亜法制概論	二	欧羅巴法制概論	二	民事演習	二
	教練	四	教練	四	刑事演習	二
	軍事学	一			英米法制概論	二
					教練	四
随意科目	必修科目中外国法ハ入学ノ始ニ於テ英法、独法ノ一ヲ選定シ届出ルコトヲ要ス、夜間部ニハ教練ヲ課セス					
社会学	二	西洋法制史	二	国際私法	二	

第二 経済学部

倫理学(東洋)	二	倫理学(西洋)	二	国史	二
外国語(支那語等)	二	経済政策	二	社会政策	二
		刑事政策	二	政治学	二
		外国語(支那語等)	二	外国語(支那語等)	二
				外国語(支那語等)	二

中等学校公民科教員無試験検定希望者ハ社会学倫理学(東洋西洋)経済政策社会政策ヲ必修スルコトヲ要ス

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	授業時間数	科目	授業時間数	科目	授業時間数
必修科目	経済原論	四	経済学史	二	経済政策(工業)	二
	日本経済史	二	経済政策(農業)	二	経済政策(交際)	二
	地政学	二	経済政策(商業)	二	財政学	二
	金融論	三	財政学	二	西洋経済事情	二
	統計学	二	証券論	二	経済統制論	二
	簿記原理	二	簿記(商業)	二	政治学	三
	配給経済論	二	外国語(英語)	二	演習(経済)	二
	経営経済学	二	外国語(英語)	二	演習(英語)	二
	外国語(英語)	二	簿記(工業簿記)	二	商法(海商・手形)	二
	共栄圏情勢概論	二	簿記(原簿計算及)	二	統制法規概論	二
憲法	三	商法(総則・会社)	二	国際経済論	二	

第三 商学部

科目	第一学年			第二学年			第三学年		
	科目	時間	授業週	科目	時間	授業週	科目	時間	授業週
必修科目	簿記原理	二	二	会計学	二	二	工業会計	二	二
	商業数学	二	二	原価計算	二	二	貿易実務	二	二
	経営学	二	二	商品学	二	二	保険論	二	二
	配給論	二	二	取引所論	二	二	財政学	二	二
	交通論	二	二	商業政策	二	二	演習(経済・会計)	二	二
	経済原論	二	二	金融論	二	二	工業概論	二	二
	貨幣論	二	二	景気論	二	二	工業政策	二	二
	統計学	二	二	演習(経済・会計)	二	二	経済統制法	二	二
	商業英語	二	二	商業英語	二	二	計算実務	二	二
	憲法	二	二	民法(債権)	二	二	商法(海商)	二	二
	民法(総則)	四	二	商法(総則・商行為)	四	二			
選択科目	英書購読	二	二	英書購読	二	二	工場管理	二	二
	経済地理	二	二	簿記(銀行簿記)	二	二	会計監査	二	二
	経済史	二	二	簿記(銀行簿記)	二	二	経営分析及比較	二	二
	東亞經濟事情	二	二	外国為替及税関	二	二	交通政策	二	二
	殖民政策	二	二	西洋經濟事情	二	二	社会政策	二	二
							信託論	二	二
							国際經濟論	二	二

民法(総則・物権)	四			教	練	四
軍事学	一					
教練	四	教	練	四		
必修科目	中外國語經濟書ハ入学ノ始ニ於テ英語經濟書独語經濟書ノ一ヲ選定シ届出ルコトヲ要ス、夜間部ニハ教練ヲ課セズ					
随意科目						
社会学	二	西洋經濟史	二	信託論	二	
哲学	二	倫理学(西洋)		經濟団体論	二	
倫理学(東洋)	二	行政法	二	工業概論	二	
刑法	二	國際公法	二	保險学	二	
外国語(支那語等)	二	民法(親族法)	三	行政法	二	
		外国語(支那語等)	二	社会政策	二	
				工業所有権法	二	
				外国語(支那語等)	二	

中等学校公民科教員無試験検定希望者ハ社会学民法(親族相統)、倫理学(東洋西洋)、行政法(総論各論)、社会政策ヲ必修スルコトヲ要ス  
 高等学校高等科法制及経済科教員無試験検定希望者ハ行政法(総論・各論)民法(親族相統)及刑法ヲ必ス履修スヘシ





証人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ当該学年間休学スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ休学シタル者休学ノ事由止ミタルトキハ

保証人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修学スルコトヲ得

第十九条 給費、<sup>(マナ)</sup>生貸費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ

第二十条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其ノ

期間第十八条ニ準シテ休学シ満期後直ニ原級ニ復スルコトヲ得

第二十一条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証

人連署ノ上届出ツヘシ

第二十二条 左ニ掲クル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト認メタル者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一周年間缺席シ又

ハ正当ノ理由ナク一ヶ月以上缺席シタル者

第二十三条ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準

用ス

第二十三条 第七十五条、第七十六条ノ規定ニ依リ退学処分ヲ

受ケタル者四ヶ月以上ヲ経過シ改悛ノ情顯著ナルモノト認め

タルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

### 第三節 試験

第二十四条 試験ハ学年ノ終又ハ授業ヲ終リタル際之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ、追試験又ハ再試験

ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金<sup>(抹消)</sup>(<sup>(加筆・朱書)</sup>三)(<sup>(五)</sup>)円ヲ納ムヘシ、但

シ総額金<sup>(抹消)</sup>(<sup>(加筆・朱書)</sup>十)(<sup>(二十)</sup>)円ヲ超ユルコトナシ

第二十五条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十六条 試験ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ヲ以テ表示シ

甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス

第二十七条 授業ヲ受ケタル科目ニ非サレハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

休学シタル者ハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ス但

シ第二十条ニ定メタル休学者ハ此ノ限ニ在ラス

第十八条第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試験ヲ受クルコトヲ得

第二十八条 或科目ニ付三箇年以内ニ試験ニ合格セサル者ハ全

部合格ニ至ルマテ在学スルコトヲ得但シ六箇年ヲ超ユルコト

ヲ得ス、試験ヲ受ケスシテ在学スル者亦同シ

在学六箇年ニ満ツル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験又ハ再試

験ヲ受ケムトスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ拘ラス

其ノ追試験又ハ再試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ

得

第十二条ノ規定ニ依リテ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタ

ル日ニ至ル迄ニ要スヘカリシ期間在学シタルモノトシテ其ノ

在学期間ヲ計算ス

第二十二條又ハ第二十三條ノ規定ニ依リテ再入学シタル者ニ

付テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ヲ其ノ在学期間ニ

通算ス但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハ此ノ

限ニ在ラス

第二十九条 随意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限り之ヲ行フ

第三十条 試験ハ授業料ヲ完納シ且必要ナル受験料ヲ納付シタル者ニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第四節 学費

第三十一条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学科トシテ金〔五〕  
〔抹消〕〔加筆・朱書〕  
〔十〕〔二十〕円ヲ納ムヘシ

第三十二条 授業料ハ一学年昼間部ハ金〔百八十〕〔抹消〕〔加筆・朱書〕  
〔六百〕円夜間部ハ金〔百五十〕〔二百五十〕〔五百〕円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ

昼間部

夜間部

第一期 四月

金〔七十〕〔百〕〔二百〕円  
〔抹消〕〔加筆・朱書〕

金〔六十〕〔九十〕〔百七十五〕円  
〔抹消〕〔加筆・朱書〕

第二期 〔九〕〔八〕月

金〔六十〕〔九十〕〔二百〕円  
〔抹消〕〔加筆・朱書〕

金〔五十〕〔八十〕〔百六十五〕円  
〔抹消〕〔加筆・朱書〕

第三期 〔一〕〔十二〕月

金〔五十〕〔九十〕〔百九十〕円  
〔抹消〕〔加筆・朱書〕

金〔四十〕〔八十〕〔百六十〕円  
〔抹消〕〔加筆・朱書〕

第三十三条 学年ノ中途ニ入学シ又ハ退学スル者ハ特ニ入学前及ヒ退学後ノ授業料ヲ免除ス

休学中ハ授業料ヲ免除ス

第三十四条 在学中ハ缺席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十五条 納付シタル授業料ハ返付セス

第三章 大学院

第三十六条 入学期ハ学年ノ始トス但シ時宜ニ因リ臨時入学ヲ

許スコトアルヘシ

第三十七条 大学卒業者ニシテ大学院ニ入ラント欲スルモノハ特ニ研究事項ヲ具シ其ノ許可ヲ受クヘシ

他ノ大学卒業者ニシテ大学院ニ入ラント欲スルモノハ前項ノ

入学願書ニ学業履歴書ヲ添附シ当該学部ノ検定ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ検定料トシテ金〔十〕〔二十〕円ヲ納ムヘシ

第三十八条 学長ハ学生ヲ指導スル教員ヲ選定スヘシ

第三十九条 学長ハ学生ノ為メ特ニ講義ヲ開キ特別研究ヲ為サシムルコトアルヘシ

学長ノ許可ヲ受ケ学生ハ各学部ノ講義演習等ニ出席スルコトヲ得

第四十条 学生ハ学年ノ終ニ於テ其ノ攻究ノ状況及ヒ成績ヲ記載シタル報告書ヲ指導教員ヲ經テ学長ニ差出スヘシ

第四十一条 二年以上修学シタル者ハ其ノ攻究シタル学課ニ付卒業論文ヲ提出シテ学位ヲ請求スルコトヲ得

第四十二条 学生ハ攻究料トシテ学年ノ始又ハ入学ノ際ニ於テ一学年金〔百二十〕〔二百五十〕円ヲ納ムヘシ  
〔抹消〕〔加筆・朱書〕

第四十三条 学長ハ学生中学力優秀心身健全ナル者ヲ銓衡シ特選給費学生ト為スコトヲ得

特選給費学生ニハ二年内月額金〔七十五〕〔百五十〕円以内ノ学費ヲ給与ス但シ学長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ年限ヲ延長スルコトヲ得

特選給費学生ハ学長ノ許可ヲ得スシテ他ノ業務ニ就クコトヲ

得ス

学長ハ特選給費学生其ノ地位ニ適セサル事実アリト認ムルト  
キハ之ヲ免スルコトヲ得

特選給費学生ニハ第四十二条ノ規定ヲ適用セス

第四十四条 第十五条乃至第二十三条第三十三条第一項及ヒ第

三十五条ノ規定ハ之ヲ大学院学生ニ準用ス

第四章 予 科

第四十五条 第一予科ノ修学期間ヲ三学年トシ第二予科ノ修学  
期間ヲ二学年トス

予科ヲ卒業シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第一節 学科課程

第四十六条 予科ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如  
シ

第一予科

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	授業時間数	毎週	授業時間数	毎週	授業時間数	毎週
修身	一		一		一	
国語、漢文	六		五		五	
第一外国語(英若ハ独)	一〇		一〇		一〇	
第二外国語(英、独)	(二)		(二)		(二)	
歴史	五		五		二	
地理	二		二		二	
心理学、論理	二		二		二	
哲学概説	二		二		二	

科目	第一学年	第二学年
数学	二	一
自然科学	二	二
自然科學	二	二
心理学	二	二
法制、經濟	二	二
体 操	二	二

第二外国語ハ随意科目トス

第二予科

科目	第一学年	第二学年
修身	一	一
国語、漢文	五	五
第一外国語(英若ハ独)	一〇	一〇
第二外国語(英、独、仏)	(二)	(二)
歴史	五	二
心理学、論理	二	二
数学	一	二
自然科学	二	二
自然科學	二	二
心理学	二	二
哲学概説	二	二
法制、經濟	二	二
体 操	二	二

第二外国語ハ随意科目トス

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第四十七条 入学ヲ許可スヘキ者左ノ如シ但シ外国人ニシテ之  
ニ相当スル学歴ヲ有スル者ハ中学校四学年終了程度ノ試験檢  
定ノ上之ヲ許可ス

第一予科、第二予科

- 一 中等学校四学年修了者
- 二 高等学校尋常科修了者

三 高等学校高等科入学資格試験合格者

四 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者

五 文部大臣ニ於テ高等学校高等科ノ入学ニ関シ検定シタル者

六 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第四十八条 削除

第四十九条 入学期ハ学年ノ始トス但シ補欠トシテ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十条 第十二条乃至第二十三条ノ規定ハ之ヲ予科学生ニ準用ス

第三節 試 験

第五十一条 試験ハ学年ノ終又ハ臨時之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ追試験又ハ再試験ヲ

受クル者ハ一科目ニ付受験料金<sup>(抹消)</sup>〔<sup>(加筆・朱書)</sup>五〕円ヲ納ムベシ但シ総額金<sup>(抹消)</sup>〔<sup>(加筆・朱書)</sup>二十〕円ヲ超ユルコトナシ

第五十二条 試験ノ成績ハ各科目ニ付優、良、可、不可ヲ以テ表示シ優、良、可ヲ合格トシ不可ヲ不合格トス

第五十三条 配当科目ノ全部ニ合格スルニ非サレハ進級スルコトヲ得ス

不合格ノ科目総科目ノ三分ノ一ニ達セサルトキハ教員会ノ銓衡ニ依リ前項ノ規定ニ拘ラス仮ニ進級セシムルコトヲ得但シ

此ノ場合ニ於テハ不合格ノ科目ニ付再試験ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス

引続キ二回進級セサル者ハ退学ヲ命スルコトアルヘシ

第四節 学 費

第五十四条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学料トシテ金<sup>(抹消)</sup>〔<sup>(加筆・朱書)</sup>二十〕円ヲ納ムヘシ

第五十五条 授業料ハ一学年第一予科ハ金<sup>(抹消)</sup>〔<sup>(加筆・朱書)</sup>百五十〕〔<sup>(抹消)</sup>〔<sup>(加筆・朱書)</sup>二百五十〕〔<sup>(抹消)</sup>〔<sup>(加筆・朱書)</sup>五百〕円第二予科ハ金<sup>(抹消)</sup>〔<sup>(加筆・朱書)</sup>百二十〕〔<sup>(抹消)</sup>〔<sup>(加筆・朱書)</sup>二百二十〕〔<sup>(抹消)</sup>〔<sup>(加筆・朱書)</sup>四百五十〕トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ

第一予科

第二予科

第一期 四月

金<sup>(抹消)</sup>〔<sup>(加筆・朱書)</sup>六十〕〔<sup>(抹消)</sup>〔<sup>(加筆・朱書)</sup>九十〕〔<sup>(抹消)</sup>〔<sup>(加筆・朱書)</sup>百七十五〕円 金<sup>(抹消)</sup>〔<sup>(加筆・朱書)</sup>五十〕〔<sup>(抹消)</sup>〔<sup>(加筆・朱書)</sup>八十〕〔<sup>(抹消)</sup>〔<sup>(加筆・朱書)</sup>百五十五〕円

第二期 〔九〕〔八〕月

金<sup>(抹消)</sup>〔<sup>(加筆・朱書)</sup>五十〕〔<sup>(抹消)</sup>〔<sup>(加筆・朱書)</sup>八十〕〔<sup>(抹消)</sup>〔<sup>(加筆・朱書)</sup>百六十五〕円 金<sup>(抹消)</sup>〔<sup>(加筆・朱書)</sup>四十〕〔<sup>(抹消)</sup>〔<sup>(加筆・朱書)</sup>七十〕〔<sup>(抹消)</sup>〔<sup>(加筆・朱書)</sup>百五十〕円

第三期 〔一〕〔十二〕月

金<sup>(抹消)</sup>〔<sup>(加筆・朱書)</sup>四十〕〔<sup>(抹消)</sup>〔<sup>(加筆・朱書)</sup>八十〕〔<sup>(抹消)</sup>〔<sup>(加筆・朱書)</sup>百六十〕円 金<sup>(抹消)</sup>〔<sup>(加筆・朱書)</sup>三十〕〔<sup>(抹消)</sup>〔<sup>(加筆・朱書)</sup>七十〕〔<sup>(抹消)</sup>〔<sup>(加筆・朱書)</sup>百四十五〕円

第五十六条 第三十条及ヒ第三十三条乃至第三十五条ノ規定ハ之ヲ予科学生ニ適用ス

第五章 給費生及ヒ特待生

第五十七条 学長ハ大学及ヒ予科学生中學術優等品行方正ナル者ヲ銓衡シ給費生又ハ特待生ト為スコトヲ得

第五十八条 給費生ニハ該学年間年額金<sup>(抹消)</sup>〔<sup>(加筆・朱書)</sup>五百円〕〔<sup>(抹消)</sup>〔<sup>(加筆・朱書)</sup>千円〕ノ学資ヲ給与シ特待生ニハ該学年間授業料ヲ免除ス

第五十九条 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実

アルトキハ直ニ之ヲ免ス

## 第六章 貸費生及ヒ留学生

第六十条 学長ハ大学及ヒ予科学生中学術優等品行方正ニシテ学資支弁ノ途ナキモノヲ銓衡シ貸費生トシテ当該学年間年額(抹消)金(五百円)以内ヲ貸与スルコトヲ得

第六十一条 貸費ニ関シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ從フ

第六十二条 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ヲ具シタル願書ヲ差出スヘシ

第六十三条 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第六十四条 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一箇年目ヨリ毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ

第六十五条 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六十六条 貸費生退学ヲ命セラレ、除名セラレ、貸費ヲ免セラレ又ハ退学シタルトキハ貸与金額ヲ即時ニ返納スヘシ但シ疾病ノ為メ廃学シタル場合ニハ情状ニ因リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ

第六十七条 学長ハ卒業者中学力優秀ニシテ将来學術ノ蘊奥ヲ攻究セント欲スル者ヲ銓衡シ特ニ留学生トシテ学資ヲ貸与シ留学セシムルコトヲ得

留学生ニ関スル事項ハ其ノ都度之ヲ定ム

## 第七章 学生心得

第六十八条 登校スルトキハ必ス制服制帽洋服若クハ袴ヲ着ケ靴又ハ上草履ヲ用フヘシ

第六十九条 登校スルトキハ必ス学生証ヲ携帯スヘシ之ヲ携帯セサルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

第七十条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雑談、喫煙其ノ他粗暴ノ挙動アルヘカラス

第七十一条 授業中ハ退席スルコトヲ得ス、止ムヲ得サル事故アリテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クヘシ

第七十二条 氏名ヲ改称シ又ハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ遅滞ナク届出ツヘシ

第七十三条 三日以上闕席セントスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但シ七日以上闕席スルトキハ証明書ヲ添付スルコトヲ要ス

第七十四条 闕席届出ノ日数ハ一個月ヲ超ユルヲ得ス若シ一個月ヲ超エ事由仍ホ止マサルトキハ其ノ都度必ス新ニ届出ヲ為スコトヲ要ス

## 第八章 懲 戒

第七十五条 学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ス

第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ同等学校ニ通知ス

第七十六条 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ス

第七十七条 前二条ノ規定ニ依リ停学又ハ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知ス

附 則

- 一 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 一 本則施行ノ際現ニ存スル第二学年及ヒ第三学年ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間數ハ其ノ第二学年ニ属スル学生ノ卒業スヘキ学年試験ヲ終ル迄仍ホ従前ノ規定ニ依ル
- 一 学部ノ第一学年又ハ第二学年ノ学生中昭和六年ニ施行シタル学年試験ニ於テ従前ノ規定第二十八条ニ依リ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得サルニ至リタル者ト雖モ本則施行後ニ於テハ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ合格セザリシ科目ニ付テハ試験ヲ免除スルノ限ニ在ラス
- 一 本則改正ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 一 本則施行ノ際現ニ在スル各学部第二学年並法学部第三学年ノ学生ハ従前ノ規程ニ依ル
- 一 本則改正ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二学年及第三学年ノ学生、生徒ハ従前ノ規程ニ依ル
- 一 本則改正ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二学年及第三学年ノ学生生徒ハ従前ノ規程ニ依ル
- 一 本則改正ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二学年及第三学年ノ学生生徒ハ従前ノ規程ニ依ル
- 一 本則改正ハ昭和十八年二月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本則改正施行ノ際現在スル学生生徒ノ授業料、<sup>(料)</sup>攻究科ハ従前ノ規程

ニ依ル子科ヲ修了シ学部ニ入学スル者ニ付テハ改正額ニ依ル<sup>(加筆)</sup>  
一 本則改正ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本則施行ノ際現ニ在学スル学生生徒ノ授業料ハ旧規定ニ依ルノ外年額金五十円ヲ増徴シ第一期金二十円第二期及第三期各金十五円ヲ納付セシム

中央大学専門部学則

第一章 総 則

- 第一条 大学ニ専門部ヲ置ク専門部ハ法学、経済学、政治学、商学ニ関スル學術ノ理論及ヒ応用ヲ教授スルヲ以テ目的トス
- 第二条 専門部ニ法学、経済学、商学ノ三学科ヲ置キ学生ヲ正科生及ヒ別科生ノ二種ニ別ツ
- 第三条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル
- 第四条 休業日ハ左ノ通トス但シ必要アリト認ムルトキハ臨時休業スルコトアルヘシ
- 四月一日ヨリ十五日ニ至ル
- 七月十六日ヨリ九月十日ニ至ル
- 十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル
- 日曜日
- 大祭祝日
- 大学記念日(七月八日)
- 第五条 専門部ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタル者ニハ卒業證書ヲ授与ス
- 転学其ノ他ニ因リテ中途ニ入学シタル者ニシテ其ノ属スル学



簿記原理	二	簿記(原簿計算及加筆)	二	簿記(工業簿記)	二	簿記(商業出)	二
憲法	三	共栄圈情勢概論	二	政治学	二	憲法	二
法学通論	二	民法(債権)	二	商法(海商・手形)	二	法学通論	二
民法(総則・物権)	四	商法(総則・債権)	二	統制法規概論	二	民法(総則・物権)	二
論理心理	二	哲学概論	二	外国語(英語)	四	論理心理	二
外国語(英語)	四	外国語(英語)	四	外国語(英語)	四	外国語(英語)	四
教練	七	教練	四	兵軍器事	一	教練	一
兵軍器事	一	兵軍器事	一	兵軍器事	一	兵軍器事	一

必修科目中外国語ハ入学ノ始ニ於テ英語独語ノ一ヲ選定シ届出ルコトヲ要ス、夜間部ニハ教練ヲ課セズ

第三商学科

第一学年	第二学年	第三学年
科目	科目	科目
簿記(商業出)	簿記(原簿計算)	監査論
商業概論	経営経済学	會計学
修身	修身	修身
必修科目	必修科目	必修科目

国語漢文(商業出)	一	商業数学	二	貿易実務	二
経済原論	二	商品学	二	取引所論	二
貨幣論	二	交通論	二	保険論	二
統計学	二	金融論	二	配給論	二
経済地理	二	経済政策(商業)	二	経済政策(工業)	二
経済史	二	景気論	二	財政学	二
工業概論	一	商業英語	二	東亜経済論	二
憲法	二	民法(物権・債権)	四	珠算	二
法学通論	二	商法(総則・商(加筆))	二	商業英語	二
民法(総則)	二	英語	四	商法(海商・手形)	二
論理・心理又ハ哲学	二	教練	四	英語	四
英語	六	教練	四	英語	四
教練	七	教練	四	英語	四

夜間部ニハ教練ヲ課セズ

随意科目

特別英語 二 教育学 二 教授法 二

第二外国語(支) 二 第二外国語(支) 二 第二外国語(支) 二

第二学年ニ於ケル教育学及第三学年ニ於ケル教授法ハ実業教員志望者ニ限リ必修トシテ之ヲ課ス

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第八条 正科生ノ入学資格左ノ如シ 但シ外国人ニシテ之ニ相当スル学歴ヲ有スル者ハ中学校卒業程度ノ試験検定ノ上之ヲ許可ス



一 中等学校四学年修了者

二 専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定合格証書ヲ有スル者

三 文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中等学校四年修了者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者

別科生ハ志願者ノ履歴ニ就キ銓衡ノ上入学ヲ許可ス但シ国語、漢文、数学又ハ英語ノ全部又ハ一部ニ付キ試験ヲ行フコトアルヘシ

第九条 第二学年以上ニ入学スルニハ前条ノ資格ヲ有シ且第一学年又ハ第二学年ノ配当科目ノ試験ニ合格スルコトヲ要ス但シ受験料ハ金<sup>(抹消)</sup>(<sup>加筆・朱書</sup>十)(<sup>抹消</sup>二十)円トス

第十条 同等学校ニ於テ第二学年以上ニ在学シ転学スル者ハ相当ノ学年ニ編入スルコトヲ得但シ学科課程中他校ニ於テ修了セサル科目アルトキハ其ノ科目ニ限り試験ヲ行フヘシ

第十一条 入学ノ許可ヲ請フ者ハ入学申込書ニ履歴書ヲ添ヘ差出スヘシ但シ<sup>(抹消)</sup>(<sup>加筆・朱書</sup>試験)(<sup>抹消</sup>銓衡)ヲ要スル場合ニハ同時ニ<sup>(抹消)</sup>(<sup>加筆・朱書</sup>受驗)(<sup>抹消</sup>銓衡)料金<sup>(抹消)</sup>(<sup>加筆・朱書</sup>五)(<sup>抹消</sup>十)円ヲ納ムヘシ

第十二条 正科生ノ入学期ハ学年ノ始トス但シ第十条、第二十条第二項又ハ第二十一条ノ規定ニ依リテ転学又ハ再入学スル者ハ此ノ限ニ在ラス

別科生ノ入学期ハ学年ノ始トス但シ随時入学ヲ許スコトアルヘシ

第十三条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在学証ヲ差出スヘシ

第十四条 保証人ハ成年者ニシテ東京都又ハ其ノ隣接市町村内

ニ於テ独立ノ生計ヲ立ツルモノナルコトヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキモノトス

第十五条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遅滞ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタルトキ亦同シ

保証人住所又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第十六条 疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ因リ滿二個月以上修学スルコト能ハサルトキハ其ノ事実ヲ証スル書面ヲ添附シ保証人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ当該学年間休学スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ休学シタル者休学ノ事由止ミタルトキハ保証人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修学スルコトヲ得

第十七条 給費生、貸費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ

第十八条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其ノ期間第十六条ニ準シテ休学シ滿期後直ニ原級ニ復スルコトヲ得

第十九条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人連署ノ上届出ツヘシ

第二十条 左ニ掲クル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト

認メタル者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一個年間缺席シ又ハ正當ノ事由ナク一個月以上缺席シタル者  
第二十一条ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第二十一条 第六十五条又ハ第六十六条ノ規定ニ依リ退学処分ヲ受ケタル者四個月以上ヲ経過シ改悛ノ情顯著ナルモノト認メタルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

### 第三節 試験

第二十二条 試験ハ学年ノ終又ハ授業ヲ終リタル際之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ、追試験又ハ再試験

ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金(抹消)(加筆・朱書)三〇〇(五)円ヲ納ムヘシ、但シ総額金(抹消)(加筆・朱書)一、〇〇〇円ヲ超ユルコトナシ

第二十三条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十四条 試験ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ヲ以テ表示シ

甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス

第二十五条 授業ヲ受ケタル科目ニアラサレハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

トヲ得ス

休学シタル者ハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ス但シ第十八条ニ定メタル休学者ハ此ノ限ニ在ラス

第十六条第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試験ヲ受クルコトヲ得

第二十六条 或ル科目ニ付三箇年内ニ試験ニ合格セサル者ハ全部合格ニ至ル迄在学スルコトヲ得但シ六箇年ヲ超ユルコトヲ得ス試験ヲ受ケスシテ在学スル者亦同シ

在学六箇年ニ満ツル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験又ハ再試験ヲ受ケントスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ拘ラス其ノ追試験又ハ再試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ得

第十二条ノ規定ニ依リテ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタル日ニ至ル迄ニ要スヘカリシ期間在学シタルモノトシテ其ノ在学期間ヲ計算ス

第二十条又ハ第二十一条ノ規定ニ依リテ再入学シタル者ニ付テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ヲ其ノ在学期間ニ通算ス但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十七条 随意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限り之ヲ行フ学年ノ始ニ於テ許可ヲ受ケ随意科目ヲ修学シタル者ニアラサレハ前項ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第二十八条 試験ハ授業料ヲ完納シ且必要ナル受験料ヲ納付シタル者ニアラサレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

### 第四節 学費

第二十九条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学料トシテ金(抹消)(加筆・朱書)一、〇〇〇(十)円ヲ納ムヘシ

第三十条 授業料ハ一学年昼間部ハ金(抹消)百五十(加筆・朱書)円、夜間部ハ金(抹消)百二十(加筆・朱書)円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ

#### 昼間部

#### 夜間部

第一期 四月  
金(抹消)六十(加筆・朱書)円 金(抹消)五十(加筆・朱書)円  
金(抹消)九十(加筆・朱書)円 金(抹消)八十(加筆・朱書)円

- 第一期 (抹消) (加筆・朱書)  
(九) (八) 月  
 金 (抹消) (加筆・朱書) 〔五十〕 (抹消) (加筆・朱書) 〔八十〕 (抹消) (加筆・朱書) 〔百六十五〕 円 (抹消) (加筆・朱書) 〔四十〕 (抹消) (加筆・朱書) 〔七十〕 (抹消) (加筆・朱書) 〔百五十〕 円
- 第二期 (抹消) (加筆・朱書)  
(一) (十二) 月  
 金 (抹消) (加筆・朱書) 〔四十〕 (抹消) (加筆・朱書) 〔八十〕 (抹消) (加筆・朱書) 〔百六十〕 円 (抹消) (加筆・朱書) 〔三十〕 (抹消) (加筆・朱書) 〔七十〕 (抹消) (加筆・朱書) 〔百四十五〕 円
- 第三十一条 学年ノ中途ニ入学シ又ハ退学スル者ハ特ニ入学前及ヒ退学後ノ授業料ヲ免除ス休学中ハ授業料ヲ免除ス
- 第三十二条 在学中ハ闕席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス
- 第三十三条 削除
- 第三十四条 納付シタル授業料ハ返付セス
- 第五節 (生及ヒ) 給費及生モ特待生
- 第三十五条 学長ハ学生中学位優秀等品行方正ナル者ヲ銓衡シ給費生又ハ特待生ト為スコトヲ得
- 第三十六条 給費生ニハ当該学年間年額金 (抹消) (加筆・朱書) 〔五百円〕 (抹消) (加筆・朱書) 〔千円〕 ノ学資ヲ給与シ特待生ニハ当該学年間授業料ヲ免除ス
- 第三十七条 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス
- 第六節 貸費生及ヒ留学生
- 第三十八条 学長ハ学生中学位優秀品行方正ニシテ学資支弁ノ途ナキ者ヲ銓衡シ貸費生トシテ当該学年間年額金 (抹消) (加筆・朱書) 〔五百円〕 (抹消) (加筆・朱書) 〔千円〕 以内ヲ貸与スルコトヲ得
- 第三十九条 貸費ニ関シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ從フ
- 第四十条 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ヲ具シタル願書ヲ差出スヘシ
- 第四十一条 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ
- 第四十二条 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一箇年目ヨリ毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ
- 第四十三条 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス
- 第四十四条 貸費生退学ヲ命セラレ、除名セラレ、貸費ヲ免セラレ又ハ退学シタルトキハ貸与金額ヲ即時ニ返納スヘシ但シ疾病ノ為メ廃学シタル場合ニハ情状ニ依リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ
- 第四十五条 学長ハ卒業者中学位優秀ニシテ将来學術ノ蘊奥ヲ研究セント欲スル者ヲ銓衡シ特ニ留学生トシテ学資ヲ貸与シ留学セシムルコトヲ得
- 留学生ニ関スル事項ハ其ノ都度之ヲ定ム
- 第三章 研究科
- 第四十六条 研究科ハ専門部ノ卒業者ニシテ既修ノ学科ニ付尚ホ深遠ナル研究ヲ為サント欲スル者ノ為メニ之ヲ設ク
- 第四十七条 研究科ノ修業科目ハ左ノ十一科トシ各自志望ノ科目ヲ専攻セシム
- 憲法 行政法 刑法 民法 商法  
 訴訟法 国際法 政治学 経済学 财政学  
 商業学
- 第四十八条 修業年限ハ一年以上三年トス

第四十九条 入学期ハ学年ノ始トス但シ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十条 研究科ハ専門部、旧英吉利法律学校、旧東京法学院又ハ旧東京法学院大学ノ卒業生ニシテ学長ノ承認ヲ經タル者ニ限り入学ヲ許ス但シ同等学校卒業生又ハ之ト同等以上ノ学歴アル者ニ入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十一条 削除

第五十二条 第十一条及ヒ第十三条乃至第二十一条ノ規定ハ之ヲ研究科学生ニ準用ス

第五十三条 研究科ノ授業料ハ一個年百円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ

第一期 四月 (金)四十(七十)円  
(抹消) (加筆・朱書)

第二期 九月 (金)三十五(七十)円  
(抹消) (加筆・朱書)

第三期 一月 (金)二十五(六十)円  
(抹消) (加筆・朱書)

第三十一条第三十二条及第三十四条ノ規定ハ之ヲ前項ノ授業料ニ準用ス

第五十四条 研究科学生ハ特ニ開ク講義ヲ聴聞スルノ外本大学ノ指定セル指導者ニ從ヒ専攻ノ学科ヲ研究スルモノトス

研究科学生ハ任意ニ一般学生ノ為ニスル講義ヲ聴聞スルコトヲ得

第五十五条 研究科ノ卒業試験ハ論文試問トス但シ場合ニ依リ更ニ口述試問ヲ為スコトアルヘシ

卒業論文ハ二人以上ノ指導者之ヲ批判ス

落第者ハ更ニ六ヶ月以上修業ノ後再ヒ試験ニ応スルコトヲ得

第五十六条 研究科ノ卒業試験ニ応セントスル者ハ受験料金  
(抹消) (加筆・朱書)  
(二十)(五十)円ヲ納ムヘシ

第二十八条ノ規定ハ前項ノ試験ニ之ヲ準用ス

第五十七条 研究科ノ卒業試験ニ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与シ中央大学法律学士、中央大学経済学士、中央大学商業学士ノ称号ヲ認可ス

#### 第四章 学生心得

第五十八条 登校スルトキハ必ス制服制帽、洋服若クハ袴ヲ着ケ靴又ハ上草履ヲ用ウヘシ

第五十九条 登校スルトキハ必ス学生証ヲ携帯スヘシ之ヲ携帯セサルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

第六十条 教場ニ於テハ静粛ヲ旨トシ雑談、喫煙其ノ他粗暴ノ挙動アルヘカラス

第六十一条 授業中ハ退席スルコトヲ得ス止ムヲ得サル事故アリテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クヘシ

第六十二条 氏名ヲ改称シ又ハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ遅滞ナク届出ツヘシ

第六十三条 三日以上闕席セントスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但シ七日以上闕席スルトキハ証明書ヲ添附スルコトヲ要ス

第六十四条 闕席届出ノ日数ハ一個月ヲ超ユルヲ得ス若シ一個月ヲ超エ事由尚ホ止マサルトキハ其ノ都度必ス新ニ届出ヲ為スコトヲ要ス

第五章 懲 戒

第六十五条 学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ス

第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ同等学校ニ通知ス

第六十六条 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ス

第六十七条 前二条ノ規定ニ依リ停学又ハ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知ス

附 則

一 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則施行ノ際現ニ存スル第二学年及ヒ第三学年ノ学科課程及ヒ其ノ配当ハ其ノ第二学年ニ属スル学生ノ卒業スヘキ学年試験ヲ終ル迄仍ホ従前ノ規定ニ依ル

一 第一学年又ハ第二学年ノ学生中昭和六年ニ施行シタル学年試験ニ於テ従前ノ規定第二十七条ニ依リ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得サルニ至リタル者ト雖モ本則施行後ニ於テハ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ合格セサリシ科目ニ付テハ試験ヲ免除スルノ限ニ在ラス

一 本則改正ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則改正ノ際現ニ存スル各学科第二学年及第三学年ノ生徒ハ従前ノ規程ニ依ル

一 本則改正ハ昭和十一年十二月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ第五十三條ハ昭和十一年十二月十日以降入学シタル者ニ又第五十

七条ハ昭和十一年四月以降卒業シタル者ニ之ヲ適用ス

一 本則改正ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二学年及第三学年ノ生徒ハ従前ノ規程ニ依ル

一 本則改正ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二学年及第三学年ノ生徒ハ従前ノ規程ニ依ル

一 本則改正ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存スル第二学年及第三学年ノ生徒ハ従前ノ規程ニ依ル

一 本則改正ハ昭和十八年二月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本則改正施行ノ際現在スル生徒ノ授業料ハ従前ノ規程ニ依ル

(裏表紙)

東京市神田区駿河台三丁目九番地ノ四

昭和十九年八月 中 央 大 学

添附書類

一、昭和二十一年度予算書 一通

一、授業料収支増額ニ対スル費途予算書 一通

一、授業料(新)収入額比較調書 一通

一、学部、予科授業料(新規程)収入額調書 一通

一、専門部及工業専門部授業料(新規程)収入額調書 一通

一、学部、予科授業料(旧規程)収入額調書 一通

一、専門部、工業専門部授業料(旧規程)収入額調書 各一通

- 一、昭和二十一年度(各学年)増額授業料調査 一通
- 一、学部予科専門部工業専門部学生生徒教調書 一通
- 一、学部予科専門部工業専門部教職員俸給額算出計算書一通
- (抹消) 同 教職員組織表 一通
- 以上

昭和二十一年度経費収支予算書

種別	収入		支出		種別	金額
	金額	種別	金額	種別		
授業料	三,二五三,七〇〇円		教員給	二,一七〇,八〇〇	教員給	二,一七〇,八〇〇
入学金	五,八〇〇		事務員給	一七六,八三三	事務員給	一七六,八三三
入学検定料	八〇七〇〇		諸品給	一七四,六〇〇	諸品給	一七四,六〇〇
追試験料	四,〇〇〇		備品費	二〇八,八〇〇	備品費	二〇八,八〇〇
雑入	一七,〇〇〇		生徒諸費	一八,七〇〇	生徒諸費	一八,七〇〇
計	三,五六〇,〇〇〇		雑補費	二六,二二〇	雑補費	二六,二二〇
			修補費	一九五,四三二	修補費	一九五,四三二
			計	三,五〇〇,〇〇〇	計	三,五〇〇,〇〇〇

授業料収入増額ニ対スル費途予算書

収入科目	収入之部		摘要
	二十一年度	二十二年	
学部専門部	一,四九六,〇〇〇円	一,六二四,〇〇〇円	
工業専門部	一,一三三,〇〇〇	一,一三三,〇〇〇	
計	二,六二九,〇〇〇	二,七五七,〇〇〇	
			二十三年
			一,六二四,〇〇〇円
			一,一三三,〇〇〇
			二,七五七,〇〇〇円

支出費途内訳

支出科目	二十一年度	二十二年	二十三年
俸給	八六六,四六六円	九一九,四四四円	九七六,五〇九円
諸品給	一〇五,二七四	一一三,九三三	一一八,六四二
備品費	一三六,二八八	一三五,五〇八	一四三,六六九
消耗費	一〇,三三六	一八,一三五	三四,一二七
生徒諸費	一七〇,〇五八	一八二,四一四	一九一,六五一
雑費	二八,〇七七	三六,八三三	三三,二四四
修補費	三三,〇八九	三三,〇三三	一三六,七一九
計	一,六九九,〇〇〇	一,七五七,二六〇	一,八五二,〇〇〇

授業料(新定)収入額比較調査  
自昭和二十一年度  
至同二十三年度

学部	科	区別		授業料		収入額	
		増差額	計	二十一年度	二十二年	二十二年	二十三年
学部	計	(夜)	新旧	三九,六〇〇	三八八,三〇〇	四三三,一〇〇	四三三,一〇〇
			新旧	二六,三〇〇	二六,三〇〇	二六,三〇〇	二六,三〇〇
	(昼)	新旧	六二,一〇〇	七九,六〇〇	七九,六〇〇	七九,六〇〇	
		新旧	五九,〇七〇	五九,〇七〇	五九,〇七〇	五九,〇七〇	
工業部	計	(夜)	新旧	一,一五二,〇〇〇	一,一五二,〇〇〇	一,一五二,〇〇〇	一,一五二,〇〇〇
			新旧	五九,〇七〇	五九,〇七〇	五九,〇七〇	五九,〇七〇
	(昼)	新旧	二五八,一〇〇	二五八,一〇〇	二五八,一〇〇	二五八,一〇〇	
		新旧	四九,〇〇〇	四九,〇〇〇	四九,〇〇〇	四九,〇〇〇	
計	(夜)	新旧	一,二六四,一〇〇	一,二六四,一〇〇	一,二六四,一〇〇	一,二六四,一〇〇	
		新旧	八五,一七〇	八五,一七〇	八五,一七〇	八五,一七〇	
	(昼)	新旧	一,一〇一,一〇〇	一,一〇一,一〇〇	一,一〇一,一〇〇	一,一〇一,一〇〇	
		新旧	一〇八,〇七〇	一〇八,〇七〇	一〇八,〇七〇	一〇八,〇七〇	
増差額	(夜)	新旧	三九,六〇〇	三九,六〇〇	三九,六〇〇	三九,六〇〇	
		新旧	二六,三〇〇	二六,三〇〇	二六,三〇〇	二六,三〇〇	
	(昼)	新旧	六二,一〇〇	六二,一〇〇	六二,一〇〇	六二,一〇〇	
		新旧	五九,〇七〇	五九,〇七〇	五九,〇七〇	五九,〇七〇	

増 差 合 計	工業専門		計		専門部	
	増 差 計	増 差 額	増 差 額	計	(夜)	
					新 旧	新 旧
一、六九、六〇〇	一、六九、六〇〇	一、六九、六〇〇	一、六九、六〇〇	一、三三、五〇〇	七三、五〇〇	三九、〇〇〇
一、三三、一〇〇	一、三三、一〇〇	一、三三、一〇〇	一、三三、一〇〇	一、三三、一〇〇	七三、五〇〇	三九、〇〇〇
二、六六、四〇〇	二、六六、四〇〇	二、六六、四〇〇	二、六六、四〇〇	一、三三、一〇〇	七三、五〇〇	三九、〇〇〇
一、四九、四〇〇	一、四九、四〇〇	一、四九、四〇〇	一、四九、四〇〇	一、三三、一〇〇	七三、五〇〇	三九、〇〇〇
一、四九、四〇〇	一、四九、四〇〇	一、四九、四〇〇	一、四九、四〇〇	一、三三、一〇〇	七三、五〇〇	三九、〇〇〇
一、四九、四〇〇	一、四九、四〇〇	一、四九、四〇〇	一、四九、四〇〇	一、三三、一〇〇	七三、五〇〇	三九、〇〇〇
一、四九、四〇〇	一、四九、四〇〇	一、四九、四〇〇	一、四九、四〇〇	一、三三、一〇〇	七三、五〇〇	三九、〇〇〇
一、四九、四〇〇	一、四九、四〇〇	一、四九、四〇〇	一、四九、四〇〇	一、三三、一〇〇	七三、五〇〇	三九、〇〇〇
一、四九、四〇〇	一、四九、四〇〇	一、四九、四〇〇	一、四九、四〇〇	一、三三、一〇〇	七三、五〇〇	三九、〇〇〇

学部授業料(新規程)収入額調書  
自昭和二十一年度  
至同二十三年度

年次 計	区分		授業料 (一名年額)	人員	金額
	(夜)	(昼)			
一学年	五〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	三六〇,〇〇〇
二学年	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一八〇,〇〇〇
三学年	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一八〇,〇〇〇
計	一,一〇〇	一,二〇〇	一,二〇〇	一,二〇〇	七二〇,〇〇〇
二一年度	一,一〇〇	一,二〇〇	一,二〇〇	一,二〇〇	七二〇,〇〇〇
二二年度	一,一〇〇	一,二〇〇	一,二〇〇	一,二〇〇	七二〇,〇〇〇
二三年度	一,一〇〇	一,二〇〇	一,二〇〇	一,二〇〇	七二〇,〇〇〇

予科授業料(新規定)収入額調書  
自昭和二十一年度  
至同二十三年度

年次 計	区分		授業料 (一名年額)	人員	金額
	(夜)	(昼)			
一学年	五〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	三六〇,〇〇〇
二学年	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一八〇,〇〇〇
三学年	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一八〇,〇〇〇
計	一,一〇〇	一,二〇〇	一,二〇〇	一,二〇〇	七二〇,〇〇〇
二一年度	一,一〇〇	一,二〇〇	一,二〇〇	一,二〇〇	七二〇,〇〇〇
二二年度	一,一〇〇	一,二〇〇	一,二〇〇	一,二〇〇	七二〇,〇〇〇
二三年度	一,一〇〇	一,二〇〇	一,二〇〇	一,二〇〇	七二〇,〇〇〇

専門部授業料(新規程)収入額調書  
自昭和二十一年度  
至同二十三年度

年次 計	区分		授業料 (一名年額)	人員	金額
	(夜)	(昼)			
一学年	五〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	三六〇,〇〇〇
二学年	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一八〇,〇〇〇
三学年	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一八〇,〇〇〇
計	一,一〇〇	一,二〇〇	一,二〇〇	一,二〇〇	七二〇,〇〇〇
二一年度	一,一〇〇	一,二〇〇	一,二〇〇	一,二〇〇	七二〇,〇〇〇
二二年度	一,一〇〇	一,二〇〇	一,二〇〇	一,二〇〇	七二〇,〇〇〇
二三年度	一,一〇〇	一,二〇〇	一,二〇〇	一,二〇〇	七二〇,〇〇〇

工業専門学校授業料(新規程)収入額調書

自昭和二十一年度  
至同二十三年度

年次	区分	授業料(一名年額)		二十一年度		二十二年年度		二十三年年度	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額		
一学年	(昼)	300	110,000	200	110,000	200	110,000		
		100	70,000	100	70,000	100	70,000		
		300	210,000	300	210,000	300	210,000		
二学年	(昼)	300	110,000	200	110,000	200	110,000		
		100	70,000	100	70,000	100	70,000		
		300	210,000	300	210,000	300	210,000		
三学年	(昼)	300	110,000	200	110,000	200	110,000		
		100	70,000	100	70,000	100	70,000		
		300	210,000	300	210,000	300	210,000		
合計			500	1,740,000	500	1,740,000	500	1,740,000	

学部授業料(旧規程)収入額調書

自昭和二十一年度  
至同二十三年度

年次	区分	授業料(一名年額)		二十一年度		二十二年年度		二十三年年度	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額		
一学年	(昼)	260	183,000	260	183,000	260	183,000		
		300	210,000	300	210,000	300	210,000		
		300	210,000	300	210,000	300	210,000		
二学年	(昼)	260	183,000	260	183,000	260	183,000		
		300	210,000	300	210,000	300	210,000		
		300	210,000	300	210,000	300	210,000		
三学年	(昼)	260	183,000	260	183,000	260	183,000		
		300	210,000	300	210,000	300	210,000		
		300	210,000	300	210,000	300	210,000		
合計	(夜)	100	70,000	100	70,000	100	70,000		
		100	70,000	100	70,000	100	70,000		
		100	70,000	100	70,000	100	70,000		
合計			1,260	883,000	1,260	883,000	1,260	883,000	

予科授業料(旧規程)収入額調書

自昭和二十一年度  
至同二十三年度

年次	区分	授業料(一名年額)		二十一年度		二十二年年度		二十三年年度	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額		
一学年	(昼)	300	130,000	300	130,000	300	130,000		
		100	40,000	100	40,000	100	40,000		
		300	130,000	300	130,000	300	130,000		
二学年	(昼)	300	130,000	300	130,000	300	130,000		
		100	40,000	100	40,000	100	40,000		
		300	130,000	300	130,000	300	130,000		
三学年	(昼)	300	130,000	300	130,000	300	130,000		
		100	40,000	100	40,000	100	40,000		
		300	130,000	300	130,000	300	130,000		
合計			900	390,000	900	390,000	900	390,000	

専門部授業料(旧規程)収入額調書

自昭和二十一年度  
至同二十三年度

年次	区分	授業料(一名年額)		二十一年度		二十二年年度		二十三年年度	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額		
一学年	(昼)	300	112,500	300	112,500	300	112,500		
		100	37,500	100	37,500	100	37,500		
		300	112,500	300	112,500	300	112,500		
二学年	(昼)	300	112,500	300	112,500	300	112,500		
		100	37,500	100	37,500	100	37,500		
		300	112,500	300	112,500	300	112,500		
三学年	(昼)	300	112,500	300	112,500	300	112,500		
		100	37,500	100	37,500	100	37,500		
		300	112,500	300	112,500	300	112,500		
合計	(夜)	100	37,500	100	37,500	100	37,500		
		100	37,500	100	37,500	100	37,500		
		100	37,500	100	37,500	100	37,500		
合計			1,200	390,000	1,200	390,000	1,200	390,000	



工業専門学校授業料(旧規程)収入額調書

自昭和二十一年度  
至昭和二十三年度

年次	区分		人員	金額	人員	金額	人員	金額
	(昼)	(夜)						
一学年	二八〇	二八〇	一〇〇	五,〇〇〇	一〇〇	五,〇〇〇	一〇〇	五,〇〇〇
二学年	二八〇	二八〇	一〇〇	五,〇〇〇	一〇〇	五,〇〇〇	一〇〇	五,〇〇〇
三学年	二八〇	二八〇	一〇〇	五,〇〇〇	一〇〇	五,〇〇〇	一〇〇	五,〇〇〇
計	八四〇	八四〇	三〇〇	一五,〇〇〇	三〇〇	一五,〇〇〇	三〇〇	一五,〇〇〇

昭和二十一年度各科授業料(増額)調書

科別	予科		学部		区分	授業料年額
	(夜)	(昼)	(夜)	(昼)		
工業専門部	一学年	六〇〇	五〇〇	三〇〇	二〇〇	一,〇〇〇
	二学年	四四〇	三三〇	二二〇	一四〇	七〇〇
	三学年	四二〇	三一〇	二一〇	一三〇	六〇〇
	計	一,四六〇	一,一四〇	七三〇	四七〇	二,八〇〇
	一学年	五〇〇	四〇〇	二〇〇	一〇〇	九〇〇
	二学年	三五〇	二五〇	一五〇	八〇	六三〇
三学年	三三〇	二二〇	一四〇	七〇	五六〇	
計	一,一八〇	八七〇	四九〇	二五〇	一,七〇〇	

昭和二十一年度学生生徒数調書

科別	学年	予科		学部		計	人員
		一学年	二学年	一学年	二学年		
工業専門部	二十一年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四〇〇	四〇〇
	二十二年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四〇〇	四〇〇
	二十三年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四〇〇	四〇〇
	計	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一,二〇〇	一,二〇〇
	二十一年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四〇〇	四〇〇
	二十二年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四〇〇	四〇〇
二十三年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四〇〇	四〇〇	
計	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一,二〇〇	一,二〇〇	

教職員俸給額算出計算書

費目	二十一年度		二十二年		二十三年	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額
学専俸給	三三三	一,九五一,〇〇〇	三三三	二,〇〇五,〇〇〇	三三三	二,一七五,〇〇〇
専任教員	一三三	一,〇〇〇,〇〇〇	一三三	一,〇〇〇,〇〇〇	一三三	一,〇〇〇,〇〇〇
兼任教員	一〇〇	三九四,〇〇〇	一〇〇	三九四,〇〇〇	一〇〇	三九四,〇〇〇
書記	二〇	一〇〇,〇〇〇	二〇	一〇〇,〇〇〇	二〇	一〇〇,〇〇〇
雇員	三三	五五,〇〇〇	三三	五五,〇〇〇	三三	五五,〇〇〇
予科俸給	五〇	三六三,四七三	五〇	三六三,四七三	五〇	三六三,四七三
計	六〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	六〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	六〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇



(注記8)

〔抹消〕「復旧費?」

(下札)

〔加筆〕④種別 わ一ノ四〔5〕ノ聯繫 〔加筆〕レわ一ノ六 3、レわ一ノ六ノ二

ノ登録追加 ノ件名 中央大学申請 〔加筆〕大学並中央大学専門部及中

央工業専門学校〔中〕變更認可ノ番号 〔加筆〕ノ結了年月日 昭二一、

〔抹消〕五、三三三三〇ノ保存年限 ノ枚数

〔自大13年5月至昭22年3月 中央大学 第5冊〕  
文部省④ 3A, 9-2, 109